

## ■第389回食品安全委員会

日時：平成23年7月7日（木）14：00～14：50

傍聴者：5名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1）飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に基づく組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることについて

- ・農林水産省から説明。
- ・パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統は、食品としてヒトの健康を損なうおそれはないとの食品健康影響評価がなされており、その評価結果で新たな有害物質が産生されるおそれはないとされているため、食品残渣に混入したパパイヤ55-1を摂取した家畜由来の畜産物に安全上の新たな問題が生じることは考えられないことから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられ、この基準を定めて、パパイヤ55-1にこれを適用する場合に限り、食品健康影響評価を行う必要のない場合として、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

1）「熔成汚泥灰けい酸りん肥」・「熔成けい酸りん肥」・「化成肥料」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。
- \* 熔成汚泥灰けい酸りん肥：下水汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融した普通肥料に係る公定規格を設定するものです。
- \* 熔成けい酸りん肥：普通肥料である熔成けい酸りん肥の原料として、マンガン含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更をするものです。
- \* 化成肥料：普通肥料である化成肥料の原料として、熔成汚泥灰複合肥料の使用を認める公定規格の変更をするものです。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」に係る食品健康影響評価について

・「メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\* 殺菌剤で、米、ばれいしょ、トマト、たまねぎ等に使用し、今回、魚介類への残留基準値の設定要請及びしゅんぎく、セロリ等へのインポートトランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）の設定要請がされています。

2）農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

・「ピリダリルのADIを0.028mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

\* 殺虫剤で、ばれいしょ、レタス等に使用します。魚介類への残留基準の設定要請がされていません。

（4）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成23年4、5月分）について

・事務局から報告。

（5）食品安全モニターからの報告（平成23年3月、4月分）について

・事務局から報告。

（6）食品安全委員会の6月の運営について

・事務局から報告。